

鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年12月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第76号

鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則（平成19年鳥取県規則第76号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後			改正前		
(入札方式) 第15条 請負対象設計金額（建設工事に係る請負契約の対象となる部分の設計金額をいう。以下この章において同じ。）が次の表の左欄に掲げる額の建設工事の請負契約又は委託対象設計金額（測量等業務に係る委託契約の対象となる部分の設計金額をいう。以下この項において同じ。）が同表の中欄に掲げる額の測量等業務の委託契約は、それぞれ同表の右欄に定める入札の方式により相手方を決定するものとする。			(入札方式) 第15条 請負対象設計金額（建設工事に係る請負契約の対象となる部分の設計金額をいう。以下この章において同じ。）が次の表の左欄に掲げる額の建設工事の請負契約又は委託対象設計金額（測量等業務に係る委託契約の対象となる部分の設計金額をいう。以下この項において同じ。）が同表の中欄に掲げる額の測量等業務の委託契約は、それぞれ同表の右欄に定める入札の方式により相手方を決定するものとする。		
請負対象設計金額	委託対象設計金額	入札の方式	請負対象設計金額	委託対象設計金額	入札の方式
	100万円以上 500万円未満	限定公募型指名競争入札（有資格者であることのほか、当該有資格者の事業所の所在地、当該契約に係る建設工事等についての経験又は技術的適性の有無その他建設工事等の適正な実施と入札の公平な執行のために必要な資格（以下この章において「応募条件」という。）を定めて入札者を公募し、これに応募した有資格者のうち当該応募条件を具備するものの中から、建設工事にあつては鳥取県建設工事指名競争入札指名業者選定要綱、測量等業務にあつては鳥取県測量等業務指名競争入札指名業者選定要	250万円以上 1,000万円未満	100万円以上 500万円未満	限定公募型指名競争入札（有資格者であることのほか、当該有資格者の事業所の所在地、当該契約に係る建設工事等についての経験又は技術的適性の有無その他建設工事等の適正な実施と入札の公平な執行のために必要な資格（以下この章において「応募条件」という。）を定めて入札者を公募し、これに応募した有資格者のうち当該応募条件を具備するものの中から、建設工事にあつては鳥取県建設工事指名競争入札指名業者選定要綱、測量等業務にあつては鳥取県測量等業務指名競争入札指名業者選定要

		綱に定めるところにより入札者を選定して行う指名競争入札をいう。以下同じ。)
250万円以上 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。） 第3条第1項の規定により総務大臣が定める特定役務のうち建設工事の調達契約に係る基準額（以下「特例政令建設工事適用基準額」という。）未満	500万円以上 特例政令第3条第1項の規定により総務大臣が定める特定役務のうち建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスの調達契約に係る基準額（以下「特例政令測量等業務適用基準額」という。）未満	制限付一般競争入札（施行令第167条の5の規定に基づき、有資格者であることのほか、当該有資格者の事業所の所在地又は当該契約に係る建設工事等についての経験若しくは技術的適性の有無等に関する必要な資格を定めて行う一般競争入札をいう。以下同じ。)
略		

2 略

(本店の所在地に関する応募条件)

第16条 略

2 港湾工事以外の建設工事で請負対象設計金額が6,000万円未満のもの県内向け公募型入札を行う場合において、前項の表の右欄に定める応募条件を

		綱に定めるところにより入札者を選定して行う指名競争入札をいう。以下同じ。)
1,000万円以上 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。） 第3条第1項の規定により総務大臣が定める特定役務のうち建設工事の調達契約に係る基準額（以下「特例政令建設工事適用基準額」という。）未満	500万円以上 特例政令第3条第1項の規定により総務大臣が定める特定役務のうち建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスの調達契約に係る基準額（以下「特例政令測量等業務適用基準額」という。）未満	制限付一般競争入札（施行令第167条の5の規定に基づき、有資格者であることのほか、当該有資格者の事業所の所在地又は当該契約に係る建設工事等についての経験若しくは技術的適性の有無等に関する必要な資格を定めて行う一般競争入札をいう。以下同じ。)
略		

2 略

(本店の所在地に関する応募条件)

第16条 略

2 港湾工事以外の建設工事で請負対象設計金額が6,000万円未満のもの県内向け公募型入札を行う場合において、前項の表の右欄に定める応募条件を

設けると当該県内向け公募型入札に相当数の入札者が見込めないときは、当該応募条件を変更し、本店の所在地に関する区域を拡大するものとする。この場合において、同欄中「左欄に定める所管区域内」とあるのは、「左欄に定める所管区域又はこれに隣接する総合事務所（有資格者の本店の所在地が東部総合事務所、八頭総合事務所、西部総合事務所又は日野総合事務所の所管区域内にあるときは中部総合事務所とし、有資格者の本店の所在地が中部総合事務所の所管区域内にあるときは東部総合事務所及び八頭総合事務所（建設工事の主な施工現場が一級河川天神川水系天神川右岸東側及びこれに相当する位置にある場合に限る。）又は西部総合事務所及び日野総合事務所（建設工事の主な施工現場が一級河川天神川水系天神川右岸西側及びこれに相当する位置にある場合に限る。）とする。）の所管区域内」とする。

3 略

（入札者の指名）

第21条 知事は、限定公募型指名競争入札においては、前条第1項の規定による審査の結果、入札参加資格及び応募条件を具備していると認められた応募者の中から、原則として、10以上の者を指名するものとする。

（落札者の決定）

第32条 略

2 予定価格が250万円以上の建設工事については、総合評価競争入札を積極的に活用するものとする。この場合において、落札者の決定は、前項の規定にかかわらず、鳥取県建設工事総合評価競争入札実施要領に定めるところにより行う。

3 略

設けると当該県内向け公募型入札に20以上の数の入札者が見込めないときは、当該応募条件を変更し、本店の所在地に関する区域を拡大するものとする。この場合において、同欄中「左欄に定める所管区域内」とあるのは、「左欄に定める所管区域又はこれに隣接する総合事務所（有資格者の本店の所在地が東部総合事務所、八頭総合事務所、西部総合事務所又は日野総合事務所の所管区域内にあるときは中部総合事務所とし、有資格者の本店の所在地が中部総合事務所の所管区域内にあるときは東部総合事務所及び八頭総合事務所（建設工事の主な施工現場が一級河川天神川水系天神川右岸東側及びこれに相当する位置にある場合に限る。）又は西部総合事務所及び日野総合事務所（建設工事の主な施工現場が一級河川天神川水系天神川右岸西側及びこれに相当する位置にある場合に限る。）とする。）の所管区域内」とする。

3 略

（入札者の指名）

第21条 知事は、限定公募型指名競争入札においては、前条第1項の規定による審査の結果、入札参加資格及び応募条件を具備していると認められた応募者の中から、原則として、建設工事の入札にあつては20以上、測量等業務の入札にあつては10以上の者を指名するものとする。

（落札者の決定）

第32条 略

2 予定価格が1,000万円以上の建設工事の入札における落札者の決定は、できる限り総合評価競争入札により、価格その他の条件を勘案して行うものとする。この場合において、落札者の決定は、前項の規定にかかわらず、鳥取県建設工事総合評価競争入札実施要領に定めるところにより行う。

3 略

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成25年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後に鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則第19条第1項の規定による公告（同規則第15条第1項に規定する限定公募型指名競争入札以外の指名競争入札にあつては、指名競争入札に参加することができる者の指名。以下「調達公告」という。）を行う一般競争入札及び指名競争入札について適用し、同日前に調達公告を行った一般競争入札及び指

名競争入札については、なお従前の例による。